

「国家緊急権」の創設に反対する会長声明

自由民主党は、日本国憲法に緊急事態条項すなわち「国家緊急権」の新設を含む憲法改正案の国会発議をめざす方針を固め、他の複数の政党もこれに同調することが伝えられている。これは、憲法第9条の改訂を目指しつつも、国民から比較的理解を得られやすい環境権規定、災害対策を理由とした国家緊急権の創設を先に行い、国民に憲法改正を経験させようとのことと思われる。

国家緊急権とは、戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対応できない非常事態において、国家の存立を維持するために、憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限である。自由民主党が2012年4月に発表した日本国憲法改正草案にも、98条及び99条において国家緊急事態宣言という名称で国家緊急権が規定されている。

国家緊急権は、一時的にせよ憲法秩序を停止し、行政府への強度の権限集中と人権制約を伴うものであることから、行政府による濫用の危険性が高い。これまでの歴史を振り返ってみても、非常事態の宣告が正当化されないような場合であっても非常事態が宣告されたり、戦争その他の非常事態が去った後も速やかに憲法秩序を回復させることなく人権侵害がなされてきた例は枚挙にいとまがない。こうした事態は、基本的人権の尊重と権力分立を旨とする立憲体制の破壊であり、立憲主義に抵触するおそれが強いため、日本国憲法は、国家緊急権の規定をあえて設けず、非常事態に対しては、厳格な要件を課した上で法律により対処することになっているのである。

自由民主党が国家緊急権創設の必要性にあげている災害対策についてみれば、既に日本の災害対策法制は精緻に整備されている。非常災害が発生して国に重大な影響を及ぼすような場合、内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し（災害対策基本法105条）、生活必需物資等の授受の制限、価格統制、債務支払の延期等を決定できる（同法109条）ほか、必要に応じて地方公共団体等に必要な指示もできる（大規模地震対策特別措置法13条1項）など、内閣総理大臣への権限集中の規定がある。また、防衛大臣が災害時に部隊を派遣できる規定もある（自衛隊法83条）。さらに、都道府県知事の強制権（災害救助法7～10条）、市町村長の強制権（災害対策基本法59、60条、

63～65条等) など、国民の権利を一定範囲で制限する規定も設けられている。

その他にも、緊急事態に対応するための規定は多数存在し、諸外国に見られる程度の「国家緊急権」の内容は、我が国では既に法律により十分に整備されており、災害対策を理由としても国家緊急権を創設する必要性は認められない。

国家緊急権はひとたび創設されてしまえば、大災害時・緊急時だけに発動されるとは限らない。時の政府にとって、絶対的な権力を掌握できることは極めて魅力的なことであり、非常事態という口実で国家緊急権が濫用されやすいことは過去の歴史や他国の例を見ても明らかである。国民の基本的人権の保障がひとたび後退すると、その回復が容易でないこともまた歴史の示すとおりである。

よって、当会は、災害対策を名目として国家緊急権の規定を憲法に創設することに強く反対する。

2015年8月25日

千葉県弁護士会

会 長 山 本 宏 行